



21消安第627号

平成21年4月24日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 石破 茂



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、以下に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

1. 豚サーコウイルス（2型）感染症（1型－2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン（スバキシム PCV2 / スバキシム PCV2 FDAH）
2. ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（アビテクト NB / TM）
3. 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤（インプロバック）

